

平成26年度（平成27年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	31,400	保 険 契 約 準 備 金	716,754
現 金	26	支 払 備 金	95,894
預 貯 金	31,373	責 任 準 備 金	620,860
有 価 証 券	703,345	そ の 他 負 債	41,859
国 債	257,247	共 同 保 険 借	103
社 債	122,891	再 保 険 借	8,695
株 式	62,080	外 国 再 保 険 借	403
外 国 証 券	228,446	未 払 法 人 税 等	898
そ の 他 の 証 券	32,679	預 り 金	769
貸 付 金	9,001	前 受 収 益	114
保 険 約 款 貸 付	3,374	未 払 金	13,474
一 般 貸 付	5,627	仮 受 金	4,915
有 形 固 定 資 産	35,344	金 融 派 生 商 品	10,902
土 地	19,158	リ ー ス 債 務	1,097
建 物	13,733	資 産 除 去 債 務	484
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,452	退 職 給 付 引 当 金	602
無 形 固 定 資 産	3,954	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	83
ソ フ ト ウ ェ ア	1,089	賞 与 引 当 金	705
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,864	特 別 法 上 の 準 備 金	1,809
そ の 他 資 産	49,597	価 格 変 動 準 備 金	1,809
未 収 保 険 料	14,015	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,858
代 理 店 貸	1,799	負 債 の 部 合 計	763,673
共 同 保 険 貸	66	(純 資 産 の 部)	
再 保 険 貸	10,010	資 本 金	55,981
外 国 再 保 険 貸	1,858	資 本 剰 余 金	45,679
未 収 金	1,396	資 本 準 備 金	45,679
未 収 収 益	2,457	利 益 剰 余 金	△20,830
預 託 金	2,410	利 益 準 備 金	10,301
地 震 保 険 預 託 金	5,368	そ の 他 利 益 剰 余 金	△31,132
仮 払 金	8,172	(特 別 準 備 金)	(17,650)
金 融 派 生 商 品	2,041	(配 当 引 当 準 備 金)	(4,400)
前 払 年 金 費 用	5,502	(特 別 危 険 準 備 金)	(22,350)
繰 延 税 金 資 産	29,738	(圧 縮 積 立 金)	(142)
貸 倒 引 当 金	△914	(繰 越 利 益 剰 余 金)	(△75,674)
投 資 損 失 引 当 金	△36	株 主 資 本 合 計	80,831
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,648
		土 地 再 評 価 差 額 金	△9,219
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	22,429
		純 資 産 の 部 合 計	103,260
資 産 の 部 合 計	866,933	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	866,933

注1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

- (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。

(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△5,907百万円であります。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△2,380百万円であります。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により行っております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

（会計方針の変更）

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。当社が属するAIGグループでは、グループ内の業務や拠点の統合を進めている中、システムや有形固定資産への大規模な投資が見込まれております。

これを契機に、国内AIGグループとの会計処理の統一を目的として、当社でも有形固定資産の使用状況を見直した結果、経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると見込まれるため、定額法がより適切に期間損益を反映させると判断致しました。

この結果、従来の方と比べて、経常利益及び税引前当期純利益が357百万円増加しております。

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額か

ら担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、期末時点で残高はありません。

8. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。
9. 退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しました。退職給付見込額の期間帰属方法は、主としてポイント基準を採用してはりましたが、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法は、主に従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法を採用してはりましたが、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

これによる当事業年度の損益への影響はありません。

10. 役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
11. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
12. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
13. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適

用しております。また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

14. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、社会性、公共性の高い損害保険を中心とした事業を行っております。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っております。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用基本規程」等を定めております。法令順守、社会的責任、経営の安定といった理念を徹底すべく、必要に応じて改訂を加えております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託などの有価証券やデリバティブ及び貸付金等の金銭債権債務があります。

これらの金融商品は、金利、株価、為替などの市場の変動によって価値が減少し損失を被るリスクすなわち「市場関連リスク」や、それぞれの発行体や貸付先、取引の相手先などの信用供与先の財務状況の悪化などにより、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るリスクすなわち「信用リスク」を内包しております。また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなかつたり、適正な価格で取引できなかつたりするリスクすなわち「流動性リスク」を内包しております。なお、これらのリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行い、ヘッジ会計を適用しているものもあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品を含む資産の運用リスクに対しては、リスク管理基本方針やリスク管理体制、具体的な管理手法について、資産運用リスク管理方針等に定め、経営の健全性維持、安定的な資産運用収益の確保を図ることとしております。

リスク管理体制については、資産運用担当部門（フロント部門）、事務管理部門（バック部門）、リスク管理部門（ミドル部門）をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としております。資産運用リスクの状況について、経営層を含めたERM委員会にて毎月協議を行い、迅速に対応できる体制としております。更に、経営会議、取締役会では、定期的なモニタリングを通じて、リスク管理体制面も含めたリスク管理態勢の整備に努めております。

リスク管理手法については、定性的管理と定量的管理からアプローチを行っております。定性的管理は、資産運用リスクに対する運用ルールなどを含む諸規程を定め、その遵守状況の検証などを行っております。一方、定量的管理は、保有する金融商品に対して、統一的な尺度〔信頼区間99%、保有期間1年〕によって、リスク特性毎の相関を考慮した統合化計算により、バリュー・アット・リスク（以下、「VAR」）を計測しております。このVARに対して、許容出来るリ

スク量としてのリスクリミットやアラームポイントを定め、その遵守状況の管理などを行っております。

①市場関連リスクの管理

(i)金利リスクの管理

金利リスクについては、国内金利や外国金利の市場金利の変化によって価値が変動する国内債券や外国債券等の金融商品、及び将来の保険金支払いのための準備金として積み立てている保険負債も含めて、その金利感応度であるベータ・ポイント・バリュー（BPV）を算出し、市場金利の変動率（ボラティリティ）を活用してVARを計測しております。なお、これらのリスクに対しては、積立保険の状況も含め、資産負債の統合的管理を目的にALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）として管理を行う体制も構築しております。

(ii)価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、国内外の経済情勢等によって価値が変動する株式や投資信託等の金融商品に対して、日経平均株価指数等の市場インデックスに対する感応度（ベータ値）を算出し、市場インデックスの変動率を活用してVARを計測しております。なお、非上場株式、投資信託など市場流動性の劣る金融商品への投資に対しては、リスク管理部門による事前審査を行うなど、より慎重な投資スタンスとしております。

(iii)為替リスクの管理

為替リスクについては、ドルやユーロなどの為替レートの変化によって円ベースでの価値が変動する外国債券や外国投信等の金融商品に対して、為替に対する感応度を通貨ごとに算出し、為替レートの変動率を活用してVARを計測しております。

なお、為替予約及び通貨オプション等のデリバティブ取引を活用して、ヘッジ会計の適用を行う場合があります。

②信用リスクの管理

信用リスクについては、債権の発行体や貸付先に対して、当社の内部基準による信用格付水準毎に分類し、予想倒産確率を用いたモンテカルロシミュレーションを行い、VARを計測しております。

なお、主に貸付先に対する信用リスク低減への取組みとして、事前審査体制の強化や、保証や担保の設定、信用情報管理、問題債権への対応強化などを行っております。

③流動性リスクの管理

流動性リスクについては、巨大災害等の発生に伴う支払保険金の増加などに備え、あるいは対処するという資金繰り管理の側面と、保有する金融商品が経済情勢や市場環境の変化によって適正な価格で取引できなくなることを防止するという市場流動性管理の側面があります。資金繰り管理の面では、資金繰り管理部門が、日々、及び中長期の資金繰りを実施し、リスク管理部門による定期的な検証を実施することで牽制機能を確保しております。また、市場流動性管理の面では、換金性に優れた金融商品を一定比率保有することで資金繰り破綻の回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

16. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	31,400	31,400	—
(2) 有価証券			
① 満期保有目的の債券	71,774	76,670	4,895
② その他有価証券	602,636	602,636	—
(3) 貸付金	9,001		
貸倒引当金 (*1)	△453		
	8,547	8,584	36
資産計	714,359	719,291	4,932
デリバティブ取引 (*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	△1,645	△1,645	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	△7,215	△7,215	—
デリバティブ取引計	△8,861	△8,861	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、貸付金のうち貸付額を担保資産の範囲内に限定しているものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似

しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。また、株式先渡取引の時価の算定には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産(2)②その他有価証券」には含めておりません。

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)
①非上場株式 (*1)	18,579
②組合出資金 (*2)	1,091
③投資信託 (*3)	9,263
合計	28,934

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 投資信託のうち、主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	31,373	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	15,800	24,000	27,800
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	75,200	55,300	31,700	15,900
社債	19,113	79,309	—	21,410
外国証券	13,051	144,343	7,525	44,598
貸付金 (*1)	2,482	2,497	139	23
合計	141,220	297,250	63,364	109,732

(*1) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない485百万円、期間の定めのないもの3,374百万円は含めておりません。

17. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

用途	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)
オフィスビル	11,552	8,252
住宅等	1,091	669
合計	12,644	8,922

(注1) 貸借対照表計上額及び時価は、当社の使用部分を控除した金額であります。なお、当該控除金額は使用面積により按分して算出しております。

(注2) 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注3) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価評価額等に基づく金額であります。

18. (1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものではありません。延滞債権額は485百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は485百万円であります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は54,889百万円、圧縮記帳額は5,232百万円であります。

20. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定2,576百万円及び電話加入権250百万円であります。

21. 関係会社に対する金銭債権総額は294百万円、金銭債務総額は365百万円であります。

22. 関連当事者との取引については以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

23. 繰延税金資産の総額は64,896百万円、繰延税金負債の総額は11,961百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は23,195百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金34,428百万円、繰越欠損金18,790百万円及び支払備金4,916百万円等であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金 11,386 百万円等であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正は次のとおりであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.68%から28.75%となります。

この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は2,054百万円、責任準備金は744百万円減少し、法人税等調整額は2,810百万円増加し、当期純利益は2,065百万円減少しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は866百万円減少し、当期純利益は866百万円減少しております。

24. 関係会社の株式の総額は16,011百万円であります。
25. 担保に供している資産は有価証券18,187百万円であります。
26. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	88,394百万円
同上にかかる出再支払備金	2,688百万円
<hr/>	
差引(イ)	85,706百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	10,188百万円
<hr/>	
計(イ+ロ)	95,894百万円

27. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	286,885百万円
同上にかかる出再責任準備金	2,777百万円
<hr/>	
差引(イ)	284,107百万円
その他の責任準備金(ロ)	336,752百万円
<hr/>	
計(イ+ロ)	620,860百万円

28. 1株当たり純資産額は853円38銭であります。
29. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されて

おります。退職一時金制度（非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度と
なっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給し
ております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	14,316 百万円
勤務費用	1,084 百万円
利息費用	137 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	34 百万円
退職給付の支払額	△ 1,355 百万円
その他	△ 211 百万円
期末における退職給付債務	<u>14,006 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	16,334 百万円
期待運用収益	166 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,991 百万円
事業主からの拠出額	688 百万円
退職給付の支払額	△ 849 百万円
その他	△ 202 百万円
期末における年金資産	<u>18,127 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,728 百万円
年金資産	△ 18,127 百万円
	<u>△ 4,399 百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	277 百万円
未積立退職給付債務	△ 4,121 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 806 百万円
未認識過去勤務費用	29 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△ 4,899 百万円</u>
退職給付引当金	602 百万円
前払年金費用	△ 5,502 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△ 4,899 百万円</u>

④ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.7%
株式	44.3%
現金及び預金	1.2%
その他	22.9%
合計	<u>100.0%</u>

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が 36.2%含まれております。

⑤ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産
を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金資産に関するもの	1.55%
退職給付信託に関するもの	0.0%

31. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成26年度

平成26年4月 1日から

平成27年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収入		307,138
保険引受収入		292,018
正味収入	保険料	278,898
積立保険料	等運用	4,622
支払備金	戻入	7,054
為替差		952
その他保険引受収入		115
資産運用収入		375
利息及び配当金収入		12,681
有価証券売却益		11,049
有価証券償還益		8,664
為替差益		8
その他の運用収入		9
積立保険料等運用益	振替	3
その他の経常収入		△7,054
		2,437
経常費用		302,357
保険引受費用		249,013
正味支払保険金		137,273
損害手数料及び集金		15,498
諸満期返戻金		57,080
契約者配当金		34,304
責任準備金繰入		1
その他の保険引受費用		4,704
資産運用費用		150
有価証券売却損		2,095
有価証券評価損		327
有価証券償還損		29
金融派生商品費用		7
その他の運用費用		1,712
営業費及び一般管理費用		18
その他の経常費用		49,864
支払倒引当金繰入		1,383
貸倒損		25
貸倒の他の経常費用		76
		2
		1,279
経常利益		4,780
特別利益		52
固定資産処分益		52
特別損失		407
固定資産処分損		65
特別法上の準備金繰入		342
(価格変動準備金繰入額)		342
税法引当及び前期純利益		4,425
法人税等		148
法人税等		2,262
法人税等		2,411
当期純利益		2,014

注1. 関係会社との取引による収益総額は2,289百万円、費用総額は326百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	325,665百万円
支払再保険料	46,766百万円
差引	278,898百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	177,609百万円
回収再保険金	40,336百万円
差引	137,273百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	60,147百万円
出再保険手数料	3,066百万円
差引	57,080百万円

(4) 支払備金戻入額（△は繰入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金戻入額（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	5,428百万円
同上にかかる出再支払備金戻入額	4,403百万円
差引（イ）	1,024百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金戻入額（ロ）	△72百万円
計（イ+ロ）	952百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（△は戻入額）（出再責任準備金控除前）	19,595百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△1,027百万円
差引（イ）	20,622百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△15,917百万円
計（イ+ロ）	4,704百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	9,339百万円
貸付金利息	250百万円
不動産賃貸料	1,436百万円
その他利息・配当金	23百万円
計	11,049百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は8,861百万円の損であります。

4. 1株当たりの当期純利益金額は16円64銭であります。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は1,348百万円であり、その内訳は次のとおりであります。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	1,084百万円
利息費用	137百万円
期待運用収益	△166百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	29百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△4百万円
<hr/>	
確定給付制度に係る退職給付費用	1,080百万円
その他	267百万円
<hr/>	
計	1,348百万円

6. 当期における法定実効税率は30.68%、税効果適用後の法人税等の負担率は54.48%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額の減少による△28.91%及び法人税率変更の影響63.50%等であります。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。